

外国税法等調査研究助成 報告書

埼玉大学学術院教授 宮崎雅人

1. 出張目的

アメリカ合衆国における州政府による地方政府に対する課税・支出制限に関する調査研究

2. 調査研究実施場所

アメリカ合衆国コロンビア特別区，ネブラスカ州オマハ

3. 調査研究実施期間

2026 年 9 月 20～26 日

4. 調査概要

本調査の目的は，アメリカ合衆国における州政府による地方政府に対する課税・支出制限（Tax and Expenditure Limitations，以下 TELs）が，地方政府の財政運営および行政サービスの供給にどのような影響を及ぼしているのかを明らかにすることであった。アメリカ合衆国の地方政府においては，税収や歳出の増加を制限する制度が広く導入されており，これらの制約は，多くの州で財政運営における重要な制度的制約となっている。このような制度の下では，財政支出や税率の引き上げによる政策対応が制約されるため，政策目的の実現にあたっては，制度的に許容された範囲内での政策手段の選択が重要な課題となる。本調査では，この制度に対する地方政府の対応に着目して，2026 年 9 月に University of Nebraska Omaha の School of Public Administration および George Washington University の Trachtenberg School of Public Policy and Public Administration を訪問し，研究者や実務家への聞き取り調査を実施した。

University of Nebraska Omaha では，Craig Maher 教授のご紹介により，Iowa State University の Assistant Professor である Dr. Erin Mullenix と，Nebraska Counties Association の職員である Jon Cannon 氏 Candace Meredith 氏に対して，アイオワ州とネブラスカ州における TELs の現状について聞き取り調査を行った。

写真： School of Public Administration, University of Nebraska Omaha



① アイオワ州に関する聞き取り調査

アイオワ州では、近年の法改正により、地方政府の財産税収の増加が制限されるとともに、住宅所有者に対する免税措置が拡大されている。聞き取りによれば、これらの制度変更は地方政府の予算編成を難しくしており、特に課税評価額の成長率の高い自治体では、従来の経済開発施策や財政運営の見直しが必要になっている。

地方政府は、財政制約への対応として、まず図書館、文化、レクリエーション、公園などの行政サービスを削減する傾向にある。さらに、制約が長期化するにつれて、一般会計支出の大きな割合を占める警察・消防などの公共安全サービスも削減の検討対象となりつつある。また、道路や公共施設などの維持管理・更新を先送りすることによって短期的な予算調整を行う場合もあり、将来的なインフラの劣化や債務負担の増加が懸念されている。

行政サービスの共同提供も選択肢となるが、農村部では地方政府間の距離が大きいいため、事務職員の共同利用などは可能であっても、救急・消防サービスの共同化には距離の制約がある。加えて、地方政府による連携団体は州政府への政策提言やロビー活動を行っているものの、減税を重視する政治環境の下で財政支援の拡大を実現することは容易ではないという。

② ネブラスカ州に関する聞き取り調査

ネブラスカ州では、州憲法により、カウンティの財産税率について、原則として課税評価額 100 ドル当たり 50 セントという上限が設けられている。聞き取りによれば、多くのカウンティはこの上限を下回っているが、一部のカウンティは上限に近い水準にある。こうしたカウンティでは、課税対象資産の評価額の変化が財政運営に与える影響が大きく、評価額の減額や免税措置の判断に慎重になる傾向があるという。あるカウンティでは、火災被害に伴う評価額の減額申請が約 60 万ドルの税收減につながる可能性があり、申請が認められなかった事例が紹介された。

また、別のカウンティでは、多額の金銭的負担を伴う連邦裁判所の判決への対応として、資本支出の延期や地方売上税の導入に向けた州法上の措置が模索されたという。この事例は、財政的制約が歳出削減だけでなく、代替財源の確保や政策手段の変更にもつながりうることを示している。

さらに、人口の少ない地域では、地方政府間協定による行政サービスの共同提供が行われている。具体的には、カウンティ保安官による警察サービスの提供、カウンティ間での法律専門職や精神保健サービスなどの共同利用が挙げられた。

二つ目の調査地であった George Washington University の Trachtenberg School of Public Policy and Public Administration では、Craig Maher 教授のご紹介により、Lang (Kate) Yang 准教授にご協力いただいた。

写真：Trachtenberg School of Public Policy and Public Administration, George Washington University



③ 全米の状況

TELs には、財産税の税率制限、課税額・税収の制限、課税評価額の増加制限、一般歳入や歳出の制限など、複数の類型が存在する。また、これらの制度は州ごとに異なり、複数の制限が併存している場合もある。そのため、アメリカ合衆国の TELs を単一の制度として捉えることは適切ではない。

さらに、アメリカ合衆国では地方政府の権限が州憲法や州法によって規定されており、Home Rule（地方自治）のあり方にも州ごとの差異が存在する。TELs と Home Rule との関係については、一定の地方政府が制限の適用から除外される場合や、住民投票等を通じて制限の変更が認められる場合がある。また、財産税以外の税収や料金収入、地方債などの利用可能性も、地方政府の財政運営に関係する。

加えて、TELs と Home Rule との関係についての研究動向についても情報が得られた。このテーマについては、一つの州の制度を取り上げるだけでなく、州憲法および州法の規定を対象とした比較分析がすでに行われている。また、TELs の制度だけでなく、地方政府に認められた財政的な権限や住民関与の仕組みなども併せて検討されており、特定の州の TELs を分析するだけでなく、複数の州における TELs の比較とそれに関連する制度との関係についても分析が行われている。

5. おわりに

貴財団の外国税法等調査研究助成のおかげで、二つの州における TELs が及ぼす財政的な影響とともに、全米における TELs の概況と研究動向について、現地で情報収集を行うことができた。今後、このテーマだけでなく、日本の地方財政に関する研究を進めるにあたって大いに参考になる内容であった。菅野隆事務局長はじめ、財団の関係者の皆様に心から御礼を申し上げたい。

以上